

松江市告示第46号

松江市税賦課徴収条例施行規則(平成17年松江市規則第53号)第4条の2第5項の規定により、市民の福祉の増進に寄与する寄附金としての指定を廃止したので同条第7項の規定により告示する。

令和8年2月9日

松江市長 上 定 昭 仁



記

法人又は団体の名称		主たる事務所等の所在地	事業所名	寄附金等の目的又は充てようとする事業名	寄附金等の名称	市民税における寄附金控除の廃止日
学校法人	坪内朋和学園	松江市下東川津町728番地10	育英保育園	運営事業	運営事業費寄附金	令和7年3月31日
社会福祉法人	若幸会	松江市東出雲町下意東3148番地1	地域密着型特別養護老人ホームわこう荘	事業運営事業	運営事業費寄附金	令和7年5月31日
社会福祉法人	みずうみ	松江市西法吉町36番1号	すまいるデイサービスセンター	運営事業	運営事業費寄附金	令和7年12月31日